

答申第 247 号

情公第 2213 号

令和 7 年 11 月 7 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 2 月 10 日付けで諮問された特定学校法人が提出した事故報告書の一部不開示の件（第三者不服申立て）（諮問第 268 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、令和6年10月29日付け裁決を受け、同日付けで行った自己情報の一部開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 開示請求人（本諮問の対象である審査請求に係る自己情報一部開示決定における開示請求人をいう。以下同じ。）は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和5年3月14日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「開示の請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる情報について、開示請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は「事故報告書」と題する書面（以下「本件文書」という。）を特定のうえ、本件文書に開示請求人以外の者（以下「審査請求人」という。）の情報が含まれていたことから、条例第23条の2第1項の規定に基づき、令和5年3月17日付けで審査請求人に対し意見書提出機会の付与を行った。
- (3) これを受けて審査請求人は、令和5年4月6日付けで意見書（以下「反対意見書」という。）を提出し、別表1の「開示に反対した情報」欄に掲げる情報について、開示されると業務に支障が生じること等を理由に開示に反対する旨の意思を表明した。
- (4) 実施機関は、令和5年4月24日付けで、自己情報の一部開示決定（以下「前処分」という。）を行い、別表1の「前処分不開示とした情報」欄に掲げる情報を不開示とした。
- (5) 前処分を受けて、開示請求人は令和5年7月26日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、前処分の取消しを求める審査請求（以下「前審査請求」という。）を行った。
- (6) 諮問実施機関（条例第41条に規定するものをいう。以下同じ。）は、前審査請求に対し、条例第40条第1項の規定に基づき、令和5年10月13日付けで神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し

た。

- (7) 審査会による令和6年10月8日付け答申（以下「答申第235号」という。）及び諮問実施機関による令和6年10月29日付け裁決を経て、実施機関は裁決日と同日付けで、本件文書のうち、別表2の項番A、B及びCの「開示決定した情報」欄に掲げる情報（以下それぞれ「表A欄」、「表B欄」及び「表C欄」という。また、これらを総称して「本件開示決定情報」という。）を開示する自己情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、審査請求人に対し同日付けで条例第23条の2第3項の規定に基づく開示決定に係る通知書を送付した。
- (8) 審査請求人は、令和6年11月5日付けで行政不服審査法第2条の規定に基づき本件処分の取消しを求める審査請求を行うとともに、同日付けで同法第25条第2項の規定に基づき、本件処分の執行停止の申立てを行った。
- (9) 実施機関は、令和6年11月7日付けで本件処分の執行を停止する決定を行った。

3 審査請求人の主張要旨 (省略)

4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局私学振興課）の説明要旨

(1) 表A欄について

表A欄は、本件文書により処分庁に報告された被害申立て事案を受けての審査請求人における再発防止策の取組みに関する情報と認められるものであり、当該情報中には開示請求人以外の特定の個人を識別できる情報や、開示することで開示請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。したがって、当該情報は条例第20条第3項本文に規定する開示請求人以外の個人に関する情報には該当しないことから、開示すると判断した。

(2) 表B欄及び表C欄について

表B欄は、本件処分時までには審査請求人又は神奈川県教育委員会が開示請求人に対して発出した各種書面において、開示請求人に明らかにされて

いる情報であるものと認められる。

また、開示する情報のうち、表C欄は、上記の各種書面において審査請求人に明らかにされている情報とまでは認められないものの、審査庁がその内容を確認する限り、懲戒解雇処分の対象者である開示請求人であれば当然知り得る情報と認められる。

以上のことから、開示する情報のうち、表B欄及び表C欄に掲げる情報は、条例第20条第3号ただし書アに規定する「慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であると判断した。

(3) 審査請求人の主張に対する弁明

ア 本本文書には、不開示情報である法人情報が含まれているとの主張について

法人である審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれている、との主張であるが、条例第20条第3号アで除外する、開示請求人が、慣行として知り得ることができる情報であると認められるため、不開示とすべきではないと考える。

イ 開示手続に違法又は処分を取り消すべき不当があるとの主張について

(ア) 処分庁が条例第41条第3号に基づく通知を実施しなかったとの主張について

開示請求人から審査請求がなされたときに、審査請求人に通知を実施しなかったことは事実である。

(イ) 処分庁が審査請求人の法人情報が含まれている旨の説明を一切しなかったとの主張について

処分庁は、当初不開示とした箇所については、条例第20条第3号により開示請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、開示請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると判断したためである。

(ウ) 処分庁が条例第23条の2第1項に基づく通知及び意見書の提出機会を付与しなかったとの主張について

前処分をするにあたり、令和5年3月17日に審査請求人に意見照会

をしており、令和5年4月6日に開示について反対意見の回答があった。

しかし、処分庁は令和5年4月24日に、開示に反対意見のあった箇所のうち、すでに開示請求人が知り得ている情報については開示し、それ以外の箇所を不開示とする一部開示決定とした。

開示対象となった箇所については、すでに審査請求人から意見を聞いており、再度意見照会をする妥当性がないと判断したためである。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、①本件開示決定情報が条例第20条第4号アに規定する「開示することにより、当該法人（略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（以下「法人不利益情報」という。）に該当するため不開示にすべき旨主張するとともに、②本件処分にはその手続に重大な法令違反があるため取り消されるべき旨主張していることから、以下、この2点について検討する。

(1) 法人不利益情報該当性について

ア 表A欄について

審査会が確認したところ、標記情報は、ハラスメント行為が発生したとされる特定私立学校（審査請求人）における再発防止の取組みに関する情報であると認められる。

この点、審査請求人は、標記情報は審査請求人の内部情報であり、開示請求人を含む第三者が知り得る情報ではないこと、これが開示されると、正確な情報を入手していない開示請求人から誤解に基づく非難を受け、業務への支障や名誉の毀損が生じること、本件訴訟において、開示請求人が誤解に基づき論難し訴訟の長期化を招く可能性があること、及び、手の内情報を訴訟の相手方である開示請求人に知られることになることを理由に、審査請求人の権利利益が害されると主張している。

しかし、そもそも条例第20条第4号はその規定文言からも明らかなおとおり、法人の内部情報を直ちに不開示情報とする規定ではなく、開示することで法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがあるもの」を不開示情報とする規定である。そして標記情報は、審査請求人における内部情報であるとしても、その内容は訴訟における「手の内情報」とはいえない一般的な再発防止の取組みに関する情報といわざるを得ず、これを開示することが「開示請求人からの誤解に基づく非難」、「業務への支障や名誉の棄損」又は「訴訟の長期化」といった審査請求人の主張する種々の不利益を生じさせるおそれがあるとは認め難い。

よって、標記情報は法人不利益情報には該当しない。

イ 表B欄について

審査会が確認したところ、標記情報は、本件懲戒処分の基礎となった情報又は本件懲戒処分の手続に関する情報であると認められる。

この点、審査請求人は、当該情報は審査請求人の内部情報であり、開示請求人を含む第三者が知り得る情報ではないこと、これが開示されると、正確な情報を入手していない開示請求人から誤解に基づく非難を受けるおそれがあること、本件訴訟において、開示請求人が誤解に基づき論難し訴訟の長期化を招く可能性があること、及び、手の内情報を訴訟の相手方である開示請求人に知られることになることを理由に、審査請求人の権利利益が害されると主張している。

しかし、審査会は答申第235号において、開示請求人から提出された各種書面（懲戒処分通知書、解雇理由証明書等）の記載内容を踏まえ、当該情報は「前処分時までに審査請求人又は神奈川県教育委員会が開示請求人に対して発出した各種書面において、開示請求人に明らかにされている情報である」旨判断しており、これを覆すに足りる具体的な事情は審査請求人からは何ら示されていない。そして、このように本件処分が既に関示請求人に明らかにされている情報を開示するものと認められる以上、標記情報の開示が審査請求人の主張するような種々の不利益を新たに生じさせることにつながるとは認め難い。

よって、標記情報は法人不利益情報には該当しない。

ウ 表C欄について

審査会が確認したところ、標記情報は、本件懲戒処分の基礎となった

情報又は本件懲戒処分の手続に関する情報であると認められる。

この点、審査請求人は、開示によって上記イと同じ理由で審査請求人の権利利益が侵害されると主張している。

そこで検討すると、審査会は答申第235号において、標記情報は「懲戒解雇処分の対象者である開示請求人であれば当然知り得る情報である」旨判断している。

これについて、審査請求人は、当該情報が審査請求人の内部情報であり、開示請求人を含む第三者が知り得る情報ではない旨主張しているが、前審査請求において開示請求人から提出された各種書面（ハラスメントの防止等に関する審査請求人の内規、本件訴訟における準備書面）に記載された内容を確認する限り、当該情報と同趣旨の記載が認められることから、当該情報が開示請求人の知り得ない情報であるとは認め難い。また、仮に標記情報が開示請求人の知り得ない情報であったとしても、その内容の一部は懲戒処分に当たって一般的に行われる手続に関する情報と認められ、これを開示することが「開示請求人からの誤解に基づく非難」又は「訴訟の長期化」といった審査請求人の主張する種々の不利益を生じさせるおそれがあるとは認め難い。

以上より、標記情報は法人不利益情報には該当しない。

エ 小括

以上のとおり、本件開示決定情報が条例第20条第4号アに該当するとの審査請求人の主張は採用できない。

(2) 手続の妥当性について

審査請求人は、①前審査請求において、実施機関が条例第41条第3号に基づく通知を実施しなかったこと（以下「主張①」という。）、②前審査請求において、処分庁が審査請求人の法人情報が含まれている旨の説明をしなかったこと（以下「主張②」という。）及び、③本件処分において、処分庁が条例第23条の2第1項に基づく通知及び意見書の提出機会を付与しなかったこと（以下「主張③」という。）は、手続違反であり、本件処分の取消事由になると主張していることから、以下、各主張について検討する。

ア 主張①について

条例第 41 条第 3 号は、諮問実施機関が審査会に諮問した際には、反対意見書を提出した第三者に諮問した旨を通知しなければならないことを定めた規定であるが、前記 4 (3) イ (ア) の説明から、諮問実施機関は同条の規定に基づく手続を実施しなかったものと認められるため、前審査請求の手続には条例違反があったことになる。

この点、同条の趣旨は「審査請求人等による審査会に対する口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出は、諮問後において初めて可能となることから、審査請求人等にとっては、その準備の開始時期を判断するうえでも、いつ諮問が行われたかを知ることが重要となってくる。このため、諮問実施機関が審査請求人等に諮問した旨を通知することにしたものである。」とされている（神奈川県個人情報保護条例逐条解説（以下「条例逐条解説」という。））。

かかる趣旨に鑑みれば、諮問実施機関が同条の規定に基づく通知を懈怠したことは軽微な手続違反とはいえないものの、本件開示決定情報の内容及び性質並びに開示請求人から提出された書類の内容を考慮すると、仮に前審査請求の手続において同条の規定に基づく通知が審査請求人に対してなされ、審査請求人が審査会に対する意見書等の提出を通じて法人不利益情報該当性に係る主張等を行うことができたとしても、審査請求人から審査会の判断を左右するに足りる主張等が行われる可能性があったとは認め難い。かかる事情を踏まえると、本件において同条の規定に基づく通知が行われなかったことに、本件処分を取り消すまでの重大な違法があったとは認められない。

イ 主張②について

審査請求人は、実施機関は本件文書に法人不利益情報が含まれていることを反対意見書によって認識していたのであるから、実施機関は前審査請求でそのことを説明すべきであったのにこれをしなかったこと（以下「主張②－１」という。）、及び審査会が実施機関の説明に何ら疑義を持たず、処分庁に対して確認や追加の説明を求めなかったこと（以下「主張②－２」という。）が手続違反であると主張している。

一方、実施機関は主張②－１に対し、本件文書の情報は、条例第 20 条第 3 号に規定する開示請求人以外の個人に関する情報に該当すると判断したため、前審査請求において法人不利益情報該当性を述べなかったと説明している。

この点、反対意見書の提出根拠である条例第 23 条の 2 第 1 項について、「本条第 1 項（略）は、第三者に対して開示についての同意権を与えたものではない。」（条例逐条解説）とされているとおり、実施機関は提出された意見に拘束されることなく開示や不開示についての判断が可能であると解されるから、実施機関が前処分において反対意見書の内容とは異なる不開示条項を根拠に不開示の判断をしたことが不当となるものではない。そして、審査請求制度が原処分の適法性及び妥当性を審理・判断する制度であることを踏まえれば（行政不服審査法第 1 条第 2 項参照）、前審査請求において、実施機関が、原処分（前処分）で掲げた不開示条項に絞って妥当性を主張したことは不当とは認め難く、また、かかる審査請求制度の趣旨を踏まえれば、実施機関が原処分（前処分）や弁明書で掲げていない不開示条項までも審査会が審査する義務はないものと解される。

以上のことから、主張②－１及び主張②－２いずれについても、本件処分を取り消す理由とはならない。

ウ 主張③について

審査請求人は、本件処分によって、審査請求人にとって不利益な判断の変更をするのであるから、審査請求人の意見を確認することが不可欠であったにもかかわらず、実施機関が条例第 23 条の 2 第 1 項に基づく意見書提出の機会を審査請求人に付与しなかったことが手続違反である旨主張している。

一方、実施機関は、前処分を行うにあたり審査請求人に同条に基づく意見照会をしており、本件処分時に再度意見照会をする妥当性がないと判断したため、意見照会を行わなかった旨説明している。

そこで検討すると、そもそも同条第 1 項の規定に基づく意見書提出機会の付与手続はその実施の要否が実施機関の判断に委ねられている任意

手続であることを踏まえれば、既に前処分時に当該手続を実施している実施機関に対して再度当該手続を実施することまで条例が義務付けているとは解し難く、また、仮に本件処分時に再度意見照会を行ったとしても、意見照会の対象となる本件文書は前処分時と同一である以上、審査請求人から前処分時と異なる内容の意見が提出される可能性があったとは認め難い。そして、条例第 23 条の 2 第 3 項の規定に基づく手続を通じて、開示に反対する第三者には開示が実施される前に行政不服審査法又は行政事件訴訟法による開示の取消し及び執行停止の申立てを求めることができることとされていることから（条例逐条解説）、開示に反対する第三者の手続保障に欠けるものではないと解される。

そのため、本件処分を行うに際し、条例第 23 条の 2 第 3 項に基づく手続を行った実施機関が、同条第 1 項に基づく意見書提出の機会を審査請求人に付与しなかったことが妥当性を欠くとは認められないから、主張③は本件処分を取り消す理由とはならない。

エ 小括

以上のとおり、本件処分を取り消すべき手続の違反は認められないから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 結論

以上の(1)及び(2)のとおり、審査請求人の主張はいずれも採用できないことから、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

6 附言

本件処分において、条例第 41 条第 3 号に基づく諮問の通知が行われなかったことが処分の取消事由とはならないことは、上記 5 (2) アで述べたとおりである。

しかし、同号に基づく通知は、審査請求の関係者に対し当該審査請求に必要な準備を行わせるための重要な手続であるから、実施機関がこれを行わなかったことは審査請求制度への信頼を損ねる不適切な事務処理であったと言わざるを得ない。

今後、実施機関が審査請求を受けるに当たっては、関係法令の規定に基づ

く事務処理を適切に行うようここに附言する。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

開示の請求に係る保有個人情報の内容	令和 5 年 1 月 30 日に実施された教育職員免許法第 11 条第 1 項に係る聴聞（教企第 1330 号）にて質問した件について回答を得た。そこには、「令和 3 年 9 月 9 日付で当該学園から私学振興課に事故報告書が提出され」との記載があった。事故報告書（令和 3 年 9 月 9 日付け）の開示を求める。
開示に反対した情報	事故報告書中、 ○「1 事故の種類等」のうち「事故の種類」、「事故の発生の日時」、「事故の発生の場所」及び「被害者・被害状況」 ○「2 事故の発生経過」 ○「3 事故の発生後の処置」
前処分で不開示とした情報	事故報告書中、 ○「1 事故の種類等」のうち、「事故の種類」の一部、「事故の発生の場所」及び「被害者・被害状況」 ○「2 事故の発生経過」 ○「3 事故の発生後の処置」

別表 2

項 番	本件文書中の該当欄	開示決定した情報
A	「3 事故の発生後の処置」	第7段落の不開示情報
B	「1 事故の種類等」	・「事故の種類」欄の不開示情報
		・「事故の発生の場所」欄の不開示情報 (1文字目から7文字目までを除く)
		・「被害者・被害状況」欄の不開示情報
	「2 事故の発生経過」	すべての不開示情報
	「3 事故の発生後の処置」	・第4段落の不開示情報(同段落中3行目の 情報を除く。)
		・第5段落の不開示情報(同段落中1行目の 1文字目から26文字目までを除く。)
C	「3 事故の発生後の処置」	・第1段落1行目の1文字目から5文字目 までの不開示情報及び同段落最終行の 23文字目から末尾の文字までの不開示 情報
		・第2段落及び第3段落の不開示情報
		・第4段落の3行目の不開示情報
		・第5段落の不開示情報(1行目の1文字 目から26文字目までのもの)

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 2 月 10 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 7 月 29 日 (第 357 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 19 日 (第 358 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 9 月 22 日 (第 359 回審査会)	○ 審議
令和 7 年 10 月 20 日 (第 360 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 嶋 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 11 月 7 日現在）（五十音順）